



目 次

◆ 竹島の領有権に関する我が国の)一貫した立場	P2
◆ 竹島の領有権に関する我が国の 韓国による不法占拠の概要)立場と	P3-P4
竹島問題 10 のポイント		201
▶ Point 1日本は古くから竹島の存在を認証▶ Point 2	戦し <mark>て</mark> いました。 ————————————————————————————————————	P5-P6
韓国が古くから竹島を認識してい	nたという主張には根拠はありません。-	P7
▶ Point 3日本は17世紀半ばには竹島の領	有権を確立しました。	-P8
▶ Point 4 日本は17世紀末、鬱陵島への渡り しませんでした。	海を禁止する一方、竹島への渡海は禁止	P9
▶ Point 5 韓国側は安龍福という人物の事業 引用しています。	実に反する供述を領有権の根拠の1つと	:して ――― P10
▶ Point 6 日本は1905年、閣議決定により	竹島を領有する意思を再確認しました。	P11-P12
Point 7サンフランシスコ平和条約起草時加えるよう米国に要請しましたが	∮、韓国は、日本が放棄すべき地域に竹島 、、拒否されました。	を — P13-P14
▶ Point 8 竹島は在日米軍の爆撃訓練区域	として指定を受けていました。 ———	P15
▶ Point 9韓国は国際法に反して公海上にいりました。	いわゆる「李承晩ライン」を引き、一方的に	P16
▶ Point 10 日本は韓国に対し国際司法裁判が 韓国は拒否しています。	所(ICJ)への付託を提案していますが、	———— P17

P18-P26

竹島問題の疑問を解消する Q&A

竹島の領有権に関する 我が国の一貫した立場

- 1 竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土です。
- ② 韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような 不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。
- ③ 我が国は竹島の領有権をめぐる問題について、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に紛争を解決する考えです。

韓国側からは、我が国が竹島を実効的に支配し、領有権を再確認した 1905 年より前に、韓国が同島を実効的に支配していたことを示す明確な根拠は提示されていません。





【竹島DATA】

○隠岐諸島の北西約 158 キロメートル、北緯 37 度 14 分、東経 131 度 52 分の日本海上に位置する群島。島根県隠岐の島町に属する。 ○女島(東島)、男島(西島)の 2 つの島とその周辺の数十の小島からなり、総面積は約 0.20 平方キロメートル(東京ドームの約 5 個分の面積)。 ○各島は、海面からそびえ立つ急峻な火山島であり周囲は断崖絶壁をなす。また、植生や飲料水に乏しい。



先生!! 竹島が日本の領土である理由を教えて下さい!

竹島の問題について知ろうとするのはよい心がけだね。 じゃあ、これから『10 のポイント』と Q&A にまとめて わかりやすく説明していくよ。



竹島の領有権に関する我が国の立場と 韓国による不法占拠の概要

我が国は法と対話による平和的な解決を望んでいます。

日本は 17 世紀半ばに、竹島の 領有権を確立

我が国が古くから竹島の存在を認識していたことは、多くの古い資料や地図により明らかになっています。17世紀初めには、日本人が政府(江戸幕府)公認の下、鬱陵島に渡る際、竹島を航行の目標として、また船がかり(停泊地)として利用するとともに、あしかやあわびなどの漁猟にも利用していました。遅くとも17世紀半ばには、我が国の竹島に対する領有権は確立していたと考えられます。

日本は 1905 年、閣議決定により竹島を 領有する意思を再確認

1900年代初期、島根県の隠岐島民から、本格化したあしか猟事業の安定化を求める声が高まっていました。こうした中、我が国は1905(明治38)年1月の閣議決定により竹島を島根県に編入し、領有意思を再確認するとともに、その後官有地台帳への登録、あしか猟の許可、国有地使用料の徴収などを通じた主権の行使を他国の抗議を受けることなく平穏かつ継続して行いました。こうして、既に確立していた竹島に対する我が国の領有権が、近代国際法上も諸外国に対してより明確に主張できるようになったのです。

サンフランシスコ平和条約により、竹島が 我が国の領土であることが確認された

第二次世界大戦後の我が国の領土処理等を行ったサンフランシスコ平和条約(1951年9月8日署名、1952年4月28日発効)の起草過程において、韓国は、同条約を起草していた米国に対し、日本が放棄すべき地域に竹島を加えるように求めました。しかし、米国は、「竹島は朝鮮の一部として取り扱われたことはなく日本領である」として韓国の要請を明確に拒絶しました。これは、米国政府が公開した外交文書によって明らかになっています。そのような経緯により、サンフランシスコ平和条約では、日本が放棄すべき地域として「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」と規定され、竹島はそこから意図的に除外されました。

このように第二次世界大戦後の国際秩序を構築 したサンフランシスコ平和条約において、竹島が我 が国の領土であることが確認されています。

また、同条約発効後、米国は我が国に対して、 竹島を爆撃訓練区域として使用することを申し入れ ました。これを受けて、日米間の協定に基づいて、 竹島を爆撃訓練区域に指定することとし、我が国は その旨を公表しています。第二次世界大戦後の国際 秩序において、竹島が我が国の領土であることは明 確に認められていたのです。

サンフランシスコ平和条約発効直前に 韓国は国際法に反して竹島を不法占拠

しかし、サンフランシスコ平和条約発効直前の1952(昭和27)年1月、韓国は、いわゆる「李承晩ライン」を一方的に設定し、そのライン内に竹島を取り込みました。これは明らかに国際法に反した行為であり、我が国として認められるものではない旨、直ちに厳重な抗議を行いました。それにもかかわらず、韓国は、その後、竹島に警備隊員などを常駐させ、宿舎や監視所、灯台、接岸施設などを構築してきました。このような韓国の力による竹島の占拠は、国際法上一切根拠のないものであり、我が国は、韓国に対してその都度、厳重な抗議を行うとともに、その撤回を求めてきています。こうした不法占拠に基づいたいかなる措置も法的な正当性を有するものではなく、また領有権の根拠となる何らの法的効果を生じさせるものでもありません(注)。

日本は過去3回、国際司法裁判所(ICJ)による解決を韓国側に提案するが拒否される

戦後、一貫して平和国家として歩んできた我が国は、竹島の領有権をめぐる問題を、平和的手段によって解決するため、1954(昭和29)年から現在に至るまで、3回にわたって、国際司法裁判所(ICJ)に付託することを提案してきましたが、韓国側は全て拒否しています。国際社会の様々な場において、重要な役割を果たしている韓国が、国際法に基づいた解決策に背を向ける現状は極めて残念ですが、我が国は、引き続き、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に紛争を解決するために適切な手段を講じていく考えです。

(注) 国際法に反した李承晩ラインの一方的設定により日本との領有権紛争が発生した後に、韓国が日本の一貫した抗議を受ける中で行っている一連の行為は、国際法上、証拠力が否定され領有権の決定に影響を与えることはありません。また、韓国は竹島の占拠を、領有権の回復であると主張していますが、そのためには、我が国が竹島を実効的に支配して領有権を再確認した1905年より前に、韓国が同島を実効的に支配していたことを証明しなければなりません。しかし、韓国側からは、そのようなことを示す根拠は一切提示されていません。



竹島は歴史的にも国際法上も日本の領土なのに 韓国に不法占拠されたってことですか?

そうなんだ。韓国は、国際法に反して一方的に竹島を不法 占拠したんだよ。

これに対して、戦後一貫して平和国家として歩んできた日本は、この問題を平和的に解決しようとしているんだ。そこで、国際司法裁判所(ICJ)で正々堂々と決着つけましょうと日本から過去3回も提案しているんだが、韓国側は拒否を続けているんだよ。





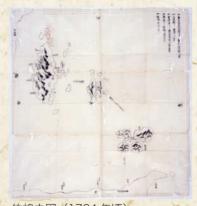
日本は古くから竹島の存在を認識していました。

日本が古くから竹島を認識していたことは 各種の地図や文献から確認できる

現在の竹島は、我が国ではかつて「松島」と呼ばれ、逆に鬱陵島が「竹島」や「磯竹島」と呼ばれていました【図 1】。竹島や鬱陵島の名称については、ヨーロッパの探検家等による鬱陵島の測位の誤りにより一時的な混乱があったものの、我が国が「竹島」と「松島」の存在を古くから承知していたことは各種の地図や文献からも確認できます。例えば、経緯線を投影した刊行日本図として最も代表的な長久保赤水の「改正日本輿地路程全図」(1779年初版)のほか、鬱陵島と竹島を朝鮮半島と隠岐諸島との間に的確に記載している地図は多数存在します。



「改正日本輿地路程全図」(1846年)(写真提供:明治大学図書館)



竹嶋之図(1724年頃) (写真提供:鳥取県立博物館)

ヨーロッパの探検家の測量誤りなどにより 一時的に鬱陵島の名称に混乱が生じる

1787年、フランスの航海家ラ・ペルーズが鬱陵島に至り、これを「ダジュレー(Dagelet)島」と命名しました。続いて、1789年には、イギリスの探検家コルネットも鬱陵島を「発見」しましたが、彼はこの島を「アルゴノート(Argonaut)島」と名付けました。

しかし、ラ・ペルーズとコルネットが測定した鬱陵島の経緯度にはズレがあったことから、その後にヨーロッパで作成された地図には、鬱陵島があたかも別の2島であるかのように記載されることとなりました【図2】。

長崎出島の医師シーボルトは、欧州で「日本図」 (1840年)を刊行しました。彼は、隠岐島と朝 鮮半島の間には西から「竹島」(鬱陵島の江戸時 代の呼称)、「松島」(現在の竹島の江戸時代の呼称) という2つの島があることを日本の諸文献や地図に より知っていました。その一方、ヨーロッパの地図 には、西から「アルゴノート島」「ダジュレー島」と いう2つの名称が並んでいることも知っていました。 このため、彼の地図では「アルゴノート島」が「タ カシマ」、「ダジュレー島」が「マツシマ」と記載さ れることになりました【図2】。これにより、それま で一貫して「竹島」又は「磯竹島」と呼ばれてき た鬱陵島が、「松島」とも呼ばれる混乱を招くこと となりました。

1905 年に現在の竹島を正式に 「竹島」と命名する

このように、我が国内では、古来の「竹島」、「松島」に関する知識と、その後に欧米から伝えられた島名が混在していましたが、その最中に「松島」を望見したとする日本人が、同島の開拓を政府に願い出ました。政府は、島名の関係を明らかにするため1880(明治13)年に現地調査を行い、同請願で「松島」と称されている島が鬱陵島であることを確認しました。

以上の経緯を踏まえ、鬱陵島は「松島」と称されることとなったため、現在の竹島の名称をいかにするかが問題となりました。このため、政府は島根県の意見も聴取しつつ、1905(明治38)年、これまでの名称を入れ替える形で現在の竹島を正式に「竹島」と命名しました。



【図1】古くからの呼び方



【図2】19世紀後半の呼び方



日本では現在の竹島は「松島」と呼ばれ、古くから 知られていたんですね?

そうなんだ。日本が現在の竹島や鬱陵島を古くから正確に認識していたことは、各種の地図や文献からもわかるよ。19世紀後半に、鬱陵島が「松島」とも呼ばれるようになって、一時、混乱が生じたことから、1905年に現在の竹島を「竹島」と正式に命名したんだ。





韓国が古くから竹島を認識していたという主張には根拠はありません。

韓国は韓国側の古文献、古地図に書かれている「于山島」が現在の「竹島」と主張

例えば、韓国側は、朝鮮の古文献『三国史記』 (1145年)、『世宗実録地理誌』(1454年)、『新増 をうこくようしょうらん 東国輿地勝覧』(1531年)、『東国文献備考』(1770年)、『萬機要覧』(1808年)、『増補文献備考』(1908年) などの記述をもとに、「鬱陵島」と「于山島」という2つの島を古くから認知していたのであり、その「于山島」こそ、現在の竹島であると主張しています。

「于山島」には竹が生えていて多数の人が 住んでいたと記述されている

しかし、『三国史記』には、于山国であった鬱陵島が512年に新羅に帰属したとの記述はありますが、「于山島」に関する記述はありません。また、朝鮮の他の古文献中にある「于山島」の記述には、その島には多数の人々が住み、大きな竹を産する等、竹島の実状に見合わないものがあり、むしろ、鬱陵島を想起させるものとなっています。



「新増東国輿地勝覧 八道総図」(写し)

安龍福という人物の信憑性の低い 供述を基にした文献

また、韓国側は、『東国文献備考』、『増補文献備考』、『萬機要覧』に『輿地志』を引用して、「于山島は日本のいう松島である」と記述されており于山島が独島(竹島の韓国名)であることが明確だと主張しています。これに対し、『輿地志』の本来の記述は、于山島と鬱陵島を同一の島としており、『東国文献備考』等の記述は『輿地志』から直接、正しく引用されたものではないと批判する研究もあります。その研究は、『東国文献備考』等の記述は、安龍福という人物の信憑性の低い供述を無批判に取り入れた別の文献(『彊界考』、1756年)を基にしていると指摘しています。(→ Point5、Q&A3 参照)

地図上の位置や大きさがおかしい 「于山島」は存在しない島

なお、『新増東国輿地勝覧』に添付された地図には、鬱陵島と「于山島」が別個の2つの島として描かれていますが、もし、韓国側が主張するように「于山島」が竹島を示すのであれば、この島は、鬱陵島の東方に、鬱陵島よりもはるかに小さな島として描かれるはずです。しかし、この地図における「于山島」は、鬱陵島とほぼ同じ大きさで描かれ、さらには朝鮮半島と鬱陵島の間(鬱陵島の西側)に位置している等、全く実在しない島であることがわかります。(→Q&A2参照)



日本は17世紀半ばには竹島の領有権を確立しました。

江戸時代の初期から幕府公認の下、 漁師達に利用されていた竹島

1618年*、鳥取藩伯耆国米子の町人大谷甚吉、村川市兵衛は、同藩主を通じて幕府から鬱陵島(当時の日本名「竹島」)への渡海免許を受けました。これ以降、両家は交替で毎年1回鬱陵島に渡海し、あわびの採取、あしかの捕獲、樹木の伐採等に従事しました。

両家は、将軍家の葵の紋を打ち出した船印をたて て鬱陵島で漁猟に従事し、採取したあわびについて は将軍家等に献上するのを常としており、いわば同 島の独占的経営を幕府公認で行っていました。

この間、隠岐から鬱陵島への道筋にある竹島は、 航行の目標として、途中の船がかり(停泊地)として、 また、あしかやあわびの漁獲の好地として自然に利 用されるようになりました。 こうして、我が国は、遅くとも江戸時代初期にあたる 17 世紀半ばには、竹島の領有権を確立しました。

なお、当時、幕府が鬱陵島や竹島を外国領であると認識していたのであれば、鎖国令を発して日本人の海外への渡航を禁止した 1635 年には、これらの島に対する渡海を禁じていたはずですが、そのような措置はなされませんでした。

※ 1625 年との説もあります。



竹島渡海由来記抜書(渡海免許)(写し) (写真提供:鳥取県立博物館)



江戸時代に日本は竹島をどのように利用 していたのですか?

韓国が古くから竹島を認識していたという主張には根拠がない一方、日本では、17世紀に日本人が政府(江戸幕府)公認の下で、鬱陵島に渡る際、竹島を航行の目標や停泊地として、また漁獲の好地として利用していたんだ。





日本は17世紀末、鬱陵島への渡海を禁止する一方、竹島への渡海は禁止しませんでした。

鬱陵島の帰属をめぐり、幕府と 朝鮮王朝との間で意見が対立

幕府から鬱陵島への渡海を認められた米子の大谷・村川両家は、約70年にわたり、他から妨げられることなく独占的に事業を行っていました。

1692 年、村川家が鬱陵島におもむくと、多数の朝鮮人が鬱陵島において漁採に従事しているのに遭遇しました。また、翌年には、今度は大谷家が同じく多数の朝鮮人と遭遇したことから、安龍福(アン・ヨンボク)、朴於屯(パク・オドゥン)の2名を日本に連れ帰ることとしました。なお、この頃の朝鮮王朝は、同国民の鬱陵島への渡海を禁じていました。

状況を承知した幕府の命を受け、対馬藩(江戸時代、対朝鮮外交・貿易の窓口であった。)は、安と朴の両名を朝鮮に送還するとともに、朝鮮に対し、同国漁民の鬱陵島への渡海禁制を要求する交渉を開始しました。しかし、この交渉は、鬱陵島の帰属をめぐって意見が対立し合意を得るにいたりませんでした。

朝鮮王朝との友好を考慮して鬱陵島への渡海を禁止するも、竹島への渡海は禁止せず

対馬藩から交渉決裂の報告を受けた幕府は、 1696年1月、「鬱陵島には我が国の人間が定住しているわけでもなく、同島までの距離は朝鮮から近く伯耆からは遠い。無用の小島をめぐって隣国との好を失うのは得策ではない。鬱陵島を日本領にしたわけではないので、ただ渡海を禁じればよい」と朝鮮との友好関係を尊重して、日本人の鬱陵島への渡海を禁止することを決定し鳥取藩に指示するとともに、朝鮮側に伝えるよう対馬藩に命じました。

この鬱陵島の帰属をめぐる交渉の経緯は、一般に 「竹島一件」と称されています。

その一方で、竹島への渡海は禁止されませんでした。このことからも、当時から、我が国が竹島を自 国の領土だと考えていたことは明らかです。



鬱陵島渡海禁止老中奉書(写し)(「竹嶋之書附」所収) (写真提供:鳥取県立博物館)



竹島への渡海は禁止しなかったのですか?

江戸幕府が渡海を禁じたのは、あくまで鬱陵島のみで、竹島への渡海は禁じていないんだ。

このことからも、幕府が竹島を自国の領土とみなして いたと分かるね。



Point 5

韓国側は安龍福という人物の事実に反する供述を領有権の根拠の1つとして引用しています。

韓国が根拠とする安龍福の供述と その疑問点

幕府が鬱陵島への渡海を禁じる決定をした後、 安龍福は再び我が国に渡来しました。この後、追 放され朝鮮に戻った安龍福は、鬱陵島への渡海の 禁制を犯した者として朝鮮の役人に取調べを受けま すが、この際の安の供述は、現在の韓国による竹 島の領有権の主張の根拠の1つとして引用されるこ とになります。

韓国側の文献によれば、安龍福は、1693年に 日本に来た際、鬱陵島及び竹島を朝鮮領とする旨 の書契を江戸幕府から得たものの、対馬の藩主が その書契を奪い取ったと供述したとされています。

しかし、安龍福が 1693 年に日本に連れ帰られ 送還されたことを契機として日本と朝鮮国との間で 鬱陵島出漁をめぐる交渉が始まったので、1693 年 の渡日時に幕府が鬱陵島と竹島を朝鮮領とする旨の 書契を与えるわけはなく、実際にそうした事実はあ りません。 さらに、韓国側の文献によれば、安龍福は、 1696年の来日の際に鬱陵島に多数の日本人がいた旨述べたとされています。しかし、この来日は、 幕府が鬱陵島への渡海を禁じる決定をした後のこと であり、当時、大谷・村川両家はいずれも同島に 渡海していませんでした。

安龍福に関する韓国側文献の記述は、同人が 1696年に、国禁を犯して国外に渡航し、その帰 国後に取調べを受けた際の供述によったものです。 その供述には、上記に限らず事実に見合わないもの が数多く見られます。韓国側はこうした事実に反す る供述を竹島の領有権の根拠の1つとして引用して います。(→Q&A3参照)



安龍福という人の供述は、なぜ信憑性が 低いといえるのですか?

> 安龍福の供述は、国のきまりを犯して国外に渡航し、 その帰国後に取調べを受けたときのもので、事実と 合致しないものが数多くあるんだ。





日本は1905年、閣議決定により竹島を領有する意思を再確認しました。

日本の領土であることをしっかりと再確認

今日の竹島において、あしかの捕獲が本格的に行われるようになったのは、1900年代初期のことでした。しかし、間もなくあしか猟は過当競争の状態となったことから、島根県隠岐島民の中井養三郎は、その事業の安定を図るため、1904(明治37)年9月、内務・外務・農商務三大臣に対して「りやんこ島」**の領土編入及び10年間の貸し下げを願い出ました。

中井の出願を受けた政府は、島根県の意見を聴取の上、竹島を隠岐島庁の所管として差し支えないこと、「竹島」の名称が適当であることを確認しました。これをもって、1905 (明治38)年1月、閣議決定によって同島を「隠岐島司ノ所管」と定めるとともに、「竹島」と命名し、この旨を内務大臣から島根県知事に伝えました。この閣議決定により、我が国は竹島を領有する意思を再確認しました。

島根県知事は、この閣議決定及び内務大臣の訓令に基づき、1905 (明治38)年2月、竹島が「竹島」と命名され隠岐島司の所管となった旨を告示するとともに、隠岐島庁に対してもこれを伝えました。なお、このことは当時の新聞にも掲載され広く一般に伝えられました。

また、島根県知事は、竹島が「島根県所属隠岐島司ノ所管」と定められたことを受け、竹島を官有地台帳に登録するとともに、あしかの捕獲を許可制としました。あしかの捕獲は、その後、1941(昭和16)年まで続けられました。

※「りやんこ島」は、竹島の洋名「リアンクール島」の俗称。 当時、ヨーロッパの探検家の測量誤りなどにより、鬱陵島が「松島」と呼ばれるようになり、現在の竹島は「りやんこ島」 と呼ばれるようになっていました。





1905年1月28日閣議決定(アジア歴史資料センター)

「石島」が「独島」だったと言う 韓国の苦しい解釈

なお、韓国では、1900年の「大韓帝国勅令41号」により、鬱陵島を鬱島と改称するとともに島監を郡守としたとされています。そして、この勅令の中で、鬱島郡が管轄する地域を「欝陵全島と竹島石島」と規定しており、この「竹島」は鬱陵島の近傍にある「竹嶼」という小島であるものの、「石島」はまさに現在の「独島」を指すと指摘する研究者もいます。その理由は、「いし(トル)」は韓国の方言で「トク」とも発音され、これを発音どおりに漢字に直せば「独島(トクト)」につながるためというものです。



1909年頃の竹島漁猟会社(写真提供:古今書院)

しかし、「石島」が今日の竹島(「独島」)であるならば、なぜ勅令で「独島」が使われなかったのか、なぜ「石島」という島名が使われたのか、また、そもそも、なぜ韓国側が竹島の旧名称であると主張する「于山島」等の名称が使われなかったのかという疑問が生じます。

いずれにせよ、仮にこの疑問が解消された場合であっても、同勅令の公布前後に、韓国が竹島を実効的に支配した事実はなく、韓国による竹島の領有権は確立していなかったと考えられます。

(→ Q&A4 参照)



竹島でのあしか猟 (写真提供:島根県竹島資料室 個人所蔵)



1905年の閣議決定により島根県に編入したことで、日本の領土であることがはっきりとわかりますね。

そうなんだ。韓国が主張する 1900 年の勅令に書かれている石島が独島であるなんて言う曖昧で疑問の残る形ではなく、日本は 1905 年閣議決定により、竹島に対する領有意思を再確認し、官有地台帳への登録、あしか猟の許可などを通じた主権の行使を平穏かつ継続して行ったんだ。こうして、17 世紀に既に確立していた竹島に対する我が国の領有権が、近代国際法上も諸外国に対して、より明確に主張できるようになったんだ。





サンフランシスコ平和条約起草時、韓国は、日本が放棄すべき地域に竹島を加えるよう米国に要請しましたが、拒否されました。

1951年に韓国は米国へ竹島の領有権を求める書簡を提出

1951 (昭和 26) 年9月に署名されたサンフランシスコ平和条約は、日本による朝鮮の独立承認を規定するとともに、日本が放棄すべき地域として「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」と規定しました。

この部分に関する米英両国による草案内容を承知した韓国は、同年7月、梁(ヤン)駐米韓国大使からアチソン米国務長官宛の書簡を提出しました。その内容は、「我が政府は、第2条a項の『放棄する』という語を『(日本国が)朝鮮並びに済州島、巨文島、鬱陵島、独島及びパラン島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対す

るすべての権利、権原及び請求権を 1945 年 8 月 9 日に放棄したことを確認する。』に置き換えることを要望する。」というものでした。

望する。」というものでした。
(注 1)

サンフランシスコ平和条約

サンフランシスコギ和条約

第二章 領域

第2条a項

第二条

- (a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び欝陵島を含む朝鮮 に対するすべての権利、権原及び請求権を按棄する。
- (b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約 の結果として主権を獲得した棒太の一部及びこれに近接する諸島に対する すべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (d)日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあった太平洋の輔島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理等会の行動を受謝する。
- (e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南 極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関す る利益についても、すべての請求権を放棄する。
- (f) 日本国は、新南諸島及び西沙諸島に対するすべての権利、権原及び請求権 を放棄する。

サンフランシスコ平和条約第2条

KOREAN EMBASS I have the honor to present to Your E ensideration of the Department of State with regard to the ent revised draft of the Japanese Feace Treaty. will remain in effect." in Paragraph a, Article Number 2, should be replaced by "confir ed on August 9, 1965, all right, title and claim to Korea and the islands which were part of Korea prior to its You Chan your annexation by Japan, including the islands Quelpart, Port Hamilt Peace Treaty, my Go covision in Paragraph A, Article L, does not affect the legal transfer of vested properties in Korea to the Republic of Korea in the Pacific following the defeat of Japan confirmed three years later in the Economic and Financial Agreement between the Republic of Korea and the United States Military Covernment in Korea, of September 11, 1948. 3. With reference to Article 9, my 0 to insert the following at the end of Article 9 of the proposed

1. My Government requests that the word "renounces" in Paragraph a, Article Number 2, should be replaced by "confirms that it renounced on August 9, 1945, all right, title and claim to Korea and the islands which were part of Korea prior to its annexation by Japan, including the islands Quelpart, Port Hamilton, Dagelet, Dokdo and Farangdo."

【和訳:(注1)下線部参照】

梁 (ヤン) 駐米韓国大使からアチソン米国務長官宛の書簡(写し)

米国は韓国の領有権主張を明確に否定

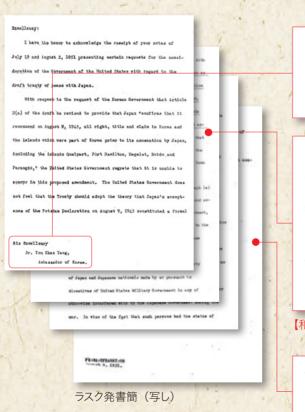
この韓国側の意見書に対し、米国は、同年8月、 ラスク極東担当国務次官補から梁大使への書簡を もって次のとおり回答し、韓国側の主張を明確に否 定しました。

「・・・・合衆国政府は、1945年8月9日の日本によるポッダム宣言受諾が同宣言で取り扱われた地域に対する日本の正式ないし最終的な主権放棄を構成するという理論を(サンフランシスコ平和)条約がとるべきだとは思わない。ドク島、または竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐島支庁の管轄下にある。

この島は、かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない。・・・」(注2)

これらのやり取りを踏まえれば、サンフランシスコ 平和条約において竹島は我が国の領土であるという ことが肯定されていることは明らかです。

なお、1954年に韓国を訪問したヴァン・フリート大使の帰国報告(Point10参照)にも、竹島は日本の領土であり、サンフランシスコ平和条約で放棄した島々には含まれていないというのが米国の結論であると記されています。



His Excellency

Dr. You Chan Yang,
Ambassador of Korea.

in the Declaration. As regards the island of Bokdo, otherwise known as Takeshina or Liancourt Books, this normally uninhabited rock formation was according to our information never treated as part of Korea and, since about 1905, has been under the jurisdiction of the Cki Islands Branch Office of Shimane Prefecture of Japan. The island does not appear ever before to have been claimed by Korea. It is understood that

【和訳:(注2)下線部参照】

For the Secretary of State:

Dean Rusk



竹島は在日米軍の爆撃訓練区域として 指定を受けていました。

第二次世界大戦後の国際秩序の中で竹島が 日本の領土として認められていたさらなる事実

我が国がいまだ占領下にあった 1951 (昭和26) 年7月、連合国総司令部は、連合国総司令部
部覚書 (SCAPIN) 第 2160 号をもって、竹島を 米軍の爆撃訓練区域として指定しました。

サンフランシスコ平和条約発効直後の 1952 (昭和 27) 年7月、米軍が引き続き竹島を訓練区域として使用することを希望したことを受け、日米行政協定(注:旧日米安保条約に基づく取極。現在の「日米地位協定」に引き継がれる。)に基づき、同協定の実施に関する日米間の協議機関として設立された合同委員会は、在日米軍の使用する爆撃訓練区域の1つとして竹島を指定するとともに、外務省はその旨を告示しました。

しかし、竹島周辺海域におけるあしかの捕獲、あわびやわかめの採取を望む地元からの強い要請があること、また、米軍も同年冬から竹島の爆撃訓練区域としての使用を中止していたことから、1953(昭和28)年3月の合同委員会において、同島を爆撃訓練区域から削除することが決定されました。

日米行政協定によれば、合同委員会は「日本国内の施設又は区域を決定する協議機関として任務を行う」とされていました。したがって、竹島が合同委員会で協議され、かつ、在日米軍の使用する区域として決定したことは、とりも直さず竹島が日本の領土であることを示しています。



米軍訓練場への指定を伝える官報(1952年7月)



第二次大戦後の世界のルールでも竹島は日本の領土として 認められていたってことですよね?

そのとおり。アメリカとしても日本の領土と認めているからこそ、米軍の爆撃訓練区域として使いたいとの要請をしたんだよ。





韓国は国際法に反して公海上にいわゆる「李承晩ライン」を引き、一方的に竹島を不法占拠しました。

国際法を無視して一方的に設定された「李承晩ライン」

1952 (昭和 27) 年 1 月、李承晩韓国大統領は「海洋主権宣言」を行って、いわゆる「李承晩ライン」を国際法に反して一方的に設定し、同ラインの内側の広大な水域への漁業管轄権を一方的に主張するとともに、そのライン内に竹島を取り込みました。

1953 (昭和 28) 年 3 月、日米合同委員会で竹島の在日米軍の爆撃訓練区域からの解除が決定されました。これにより、竹島での漁業が再び行われることとなりましたが、韓国人も竹島やその周辺で漁業に従事していることが確認されました。同年 7 月には、不法漁業に従事している韓国漁民に対し竹島から退去するよう要求した海上保安庁巡視船が、韓国漁民を援護していた韓国官憲によって銃撃されるという事件も発生しました。



李承晩ライン

竹島に韓国の警備隊が常駐し 不法占拠状態が続く

翌1954 (昭和29) 年6月、韓国内務部は韓国 沿岸警備隊の駐留部隊を竹島に派遣したことを発表 しました。同年8月には、竹島周辺を航行中の海上 保安庁巡視船が同島から銃撃され、これにより韓国の 警備隊が竹島に駐留していることが確認されました。

韓国側は、現在も引き続き警備隊員を常駐させる とともに、宿舎や監視所、灯台、接岸施設等を構 築しています。

「李承晩ライン」の設定は、公海上における違法な線引きであるとともに、韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠です。韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。このような行為は、竹島の領有権をめぐる我が国の立場に照らして決して容認できるものではなく、竹島をめぐり韓国側が何らかの措置等を行うたびに厳重な抗議を重ねるとともに、その撤回を求めてきています。



巡視船「へくら」 日本海の竹島近くで銃撃される/ 鳥取・境港市 1953 年(写真提供: 読売新聞社)



日本は韓国に対し国際司法裁判所 (ICJ) への 付託を提案していますが、韓国は拒否しています。

国際法に則った平和的解決を目指して

我が国は、韓国による「李承晩ライン」の設定 以降、韓国側が行う竹島の領有権の主張、漁業従 事、巡視船に対する射撃、構築物の設置等につき、 その都度厳しく抗議してきました。

そうした中、我が国は、竹島問題の平和的手段による解決を図るため、1954(昭和29)年9月、口上書をもって竹島の領有権に関する紛争を国際司法裁判所(ICJ)に付託することを韓国に提案しましたが、同年10月、韓国はこの提案を拒否しました(注1)。1962(昭和37)年3月の日韓外相会談の際にも、小坂善太郎外務大臣(当時)から崔徳新韓国外務部長官(当時)に対し、本件をICJに付託することを提案しました。しかし、韓国はこれを受け入れませんでした。

さらに、2012(平成24)年8月、我が国は、李明博韓国大統領(当時)が、歴代大統領として初めて竹島に上陸したことを受け、改めて、口上書をもって竹島の領有権に関する紛争をICJに付託することを韓国に提案しましたが、同月、韓国は我が国の提案を拒否しました(注2)。

(注 2) ICJ は、紛争の両当事者が同裁判所において解決を求めるという合意があって初めて当該紛争についての審理を開始するという仕組みになっています。我が国は、国際社会における「法の支配」を尊重する観点から、1958 年以来、合意無く相手国が一方的に我が国を提訴してきた場合でも、ICJ の強制的な管轄権を原則として受け入れています。しかし、韓国はこのような立場をとっていません。したがって、仮に我が国が一方的に提訴を行ったとしても、韓国が自主的に応じない限り ICJ の管轄権は設定されないこととなります。

(注1) ICJへの付託は、1954年当時、米国も韓国に対して勧めていました。 1954年に韓国を訪問したヴァン・フリート大使の帰国報告には、「米国は、竹島は日本領であると考えているが、本件をICJに付託するのが適当であるとの立場であり、この提案を韓国に非公式に行った」との記録が残されています。



ヴァン・フリート大使帰国報告(写し)

a group of barren, uninhabited rocks. When the Treaty of Peace with Japan was being drafted, the Republic of Korea asserted its claims to Dokto but the United States concluded that they remained under Japanese sovereignty and the Island was not included among the Islands that Japan released from its ownership under the Peace Treaty. The Republic of Korea has been confidentially informed of the United States position regarding the islands but our position has not been made public. Though the United States considers that the islands are Japanese territory, we have declined to interfere in the dispute. Our position has been that the dispute might properly be referred to the International Court of Justice and this suggestion has been informally conveyed to the Republic of Korea.

竹島問題の疑問を解消する





- Q1 国際法上、ある島が自国の領土に距離的に近いことは、その島の領有権に関係があるのですか?
- Q2 韓国側の古文献・古地図には竹島のことは記載されているのですか?
- Q3 「安龍福」とは、どのような人物だったのですか?
- Q4 1905年の日本政府による竹島編入以前に、韓国側が竹島を領有していた証拠はあるのですか?
- Q5 竹島は、カイロ宣言にいう「暴力と貪欲により奪取した」地域に該当するのですか?
- Q6 第二次世界大戦後、竹島は、連合国総司令部によって日本の領域から除外されたのですか?



国際法上、ある島が自国の領土に距離的に近いことは、その島の領有権に関係があるのですか?



国際法上、自国の領土から近いことのみで領有権が認められることはありません。

韓国側は、鬱陵島と竹島とが地理的に近いことを 理由に「竹島は地理的に鬱陵島の一部」であると 主張していますが、国際法上、地理的に距離が近 いことのみを理由に領有権が認められることはあり ません。このことは、国際判例においても示されて います。

例えば古くは 1920 年代に米国とオランダが争ったパルマス島事件において、「領域主権の根拠とされる近接性に基づく権原は、国際法上、根拠がない

(no foundation)」と判示されました。また最近では、2007年のホンジュラスとニカラグアが争ったカリブ海における領土・海洋紛争事件の判決において、国際司法裁判所(ICJ)は、紛争当事国が主張した地理的近接性を領有権の根拠として認めませんでした。加えて、2002年のインドネシアとマレーシアが争ったリギタン島・シパダン島事件では、帰属の決まっている島から40カイリ離れている両島を付属島嶼だとする主張を退けました。



韓国側の古文献・古地図には竹島のことは記載されているのですか?



いいえ、韓国側は、韓国の古文献・古地図に記載されている「于山島」を、現在の竹島であると主張していますが、この主張は根拠に欠けるものです。 (→ Point2 参照)

【韓国側が「根拠」とする古文献について】

韓国側は、朝鮮の古文献の記述をもとに、「鬱陵島」と「于山島」という2つの島を古くから認知していたのであり、その「于山島」こそ、現在の竹島であると主張しています。

しかし、朝鮮の古文献で、于山島が現在の竹島で あるという韓国の主張の証拠は見つかっていません。

例えば、韓国側は、『世宗実録地理誌』(1454年) や『新増東国輿地勝覧』(1531年)に于山・鬱 陵の2島が(蔚珍)県の東の海にあると記されてお り、この干山島が竹島だと主張しています。しかし、 『世宗実録地理誌』は「新羅の時代には于山国と 称した。欝陵島とも云う。その地は方百里」(新羅 時称于山国 一云欝陵島 地方百里)、『新増東国輿 地勝覧』は「一説に于山・鬱陵は本来1つの島で ある。その地は方百里」(一説于山欝陵本一島 地 方百里)としており、これらの文献には、「于山島」 に関しては何ら具体的に記述されておらず、鬱陵島 のことしか書かれていません。于山島が現在の竹島 でないことを明確に示す朝鮮の古文献もあります。 例えば『太宗実録』巻33の太宗17年2月条(1417 年)には、「按撫使金麟雨が于山島から還り、産 物である大竹…を献上し、住民3名を連れてきた、 その島の人口はおよそ 15 戸で男女あわせて 86 人」

(按撫使金麟雨還自于山島 獻土産大竹水牛皮生苧綿子撿撲木等物 且率居人三名以来 其島戸凡十五口男女并八十六) と記述されています。しかし、竹島には竹は生えず 86 人も居住できません。

韓国側は、『東国文献備考』(1770年)などに「欝陵と于山は全て于山国の領土であり、于山は日本でいう松島である」と書いてあると主張していますが、こうした18世紀以降の文献の記述は、1696年に日本に密航した安龍福という人物の信憑性のない供述に基づくものです(Q&A3参照)。また、18世紀、19世紀の書物の編者が「于山は日本のいう松島である」と記したとしても、そのことから『世宗実録地理志』(15世紀)、『新増東国輿地勝覧』(16世紀)の于山が竹島であることにはなりません。

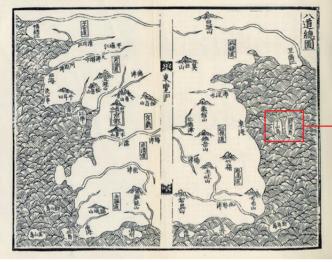
【韓国側が「根拠」(注)とする古地図について】

韓国側には、16世紀以来の朝鮮の地図に竹島が于山島として描かれているとの議論もありますが、これまでの朝鮮地図に見られる于山島は、いずれも竹島ではありません。

(注) なお、国際法上、地図は、条約の付属のものでもない限り領有権の根拠にはならないものとされていますが、たとえ条約の付図であっても、条約当事者の意図はあくまで条約の文言によって証明され、地図は補強証拠程度の意味しか持たないとされています。

例えば、『新増東国輿地勝覧』(1531年)に添付されている「八道総図」には鬱陵島と「于山島」の2島が描かれています。仮に、韓国側が主張するように「于山島」が竹島を示すのであれば、この島は、鬱陵島の東方に、鬱陵島よりもはるかに小さな島として描かれるはずです。しかし、この地図に

おける「于山島」は、朝鮮半島と鬱陵島の間に位置し、また、鬱陵島とほぼ同じ大きさで描かれています(拡大図)。したがって、この「八道総図」の 于山島は、鬱陵島を2島に描いたものか、または架空の島であって、鬱陵島のはるか東方に位置する 竹島ではありません。





(拡大図)

「新増東国輿地勝覧 八道総図」(写し)

18世紀以降の朝鮮地図では鬱陵島の東側に于山島を描くものも現れます。しかし、その于山島も現在の竹島ではありません。

例えば、1711年に行われた朴錫昌(パク・ソクチャン)による鬱陵島巡視に関連する「欝陵島図形」には鬱陵島の東側に「于山島」が描かれていますが、そこには「所謂于山島 海長竹田」と記されていま

す。この「海長竹」とは女竹(笹の一種)のことですが、岩礁島である竹島には一切そのような植物が生えないことから、この于山島は竹島ではありません。なお、鬱陵島の東約 2km に位置する竹嶼(※)には女竹が群生しています。このことから、「欝陵島図形」における「于山島」は竹嶼のことだと考えられます。



竹嶼

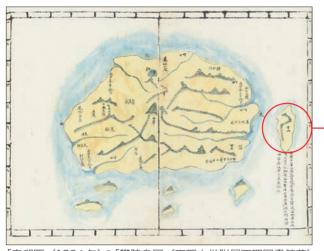
海軍水路部による欝陵島実測図

(※) 竹嶼:鬱陵島の東約 2km に位置する小島。

韓国の著名な地図作成者である金正浩(キム・ジョンホ)によるとされる「青邱圖」(1834年)中の「欝陵島図」にも、鬱陵島の東に「于山」と記した縦長の島が描かれています。

この地図には図の上下左右に目盛(一目盛10朝 鮮里、約4km)が付いていることから、距離が分かりますが、鬱陵島と于山が約2~3kmの距離で描 かれていること及び島の形状から、この于山は、明らかに鬱陵島の東約2kmに位置する竹嶼を指しています(竹島は鬱陵島から約90km離れています)。

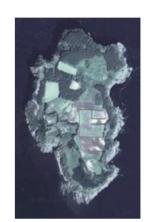
つまり、18世紀以降の朝鮮の地図に描かれる于山は、「竹嶼」のことと考えられます。



「靑邱圖」(1834年)の「欝陵島図」(天理大学附属天理図書館蔵)



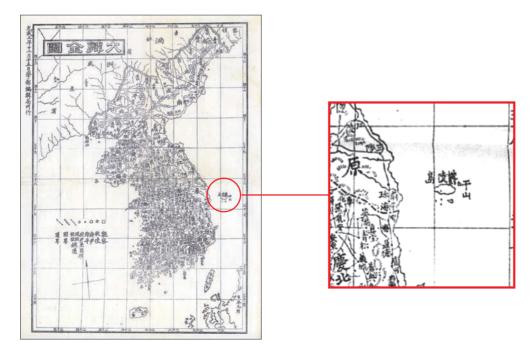
「青邱圖」(1834年)の 「于山」も竹嶼



現在の竹嶼

鬱陵島の東約 2km にある竹嶼を于山とする地図は、近代になっても作成されています。大韓帝国の学部編輯局が 1899 年に出した「大韓全図」は、

経度緯度の線が入った近代的な地図ですが、鬱陵 島の直近の位置に「于山」を描いています。この于 山も竹嶼であって、現在の竹島ではありません。



「大韓全図」(写真提供:東洋文庫)



「安龍福」とは、どのような人物だったのですか?



17世紀末、2度日本に来た朝鮮人で、韓国は彼の供述を 竹島の領有権の根拠としています。しかし、彼は朝鮮を代表 した人物ではなく、またその供述は事実に反し信憑性に欠け ています。 (→ Point2、5 参照)

安龍福は、1693年に鬱陵島(当時の日本名「竹島」)へ出漁し大谷家の手代によって日本に連れ帰られ、1696年に鳥取藩に訴えごとがあるとして今度は自らの意思で日本に来た人物です。しかし、その後、安龍福は、みだりに国外に渡航したとして朝鮮で取調べを受けています。取調べの際、安龍福は、鬱陵島で日本人の越境を咎めた、日本人が松島に住んでいるというので、松島は「子山島」である、これもまた我が国の地だと言ったなどと供述しました。このため、その後の朝鮮の文献で于山島と今日の竹島を結び付ける記述が生まれました。

韓国側はこの安龍福の取調べの際の供述を竹島 の領有権の根拠の1つとして引用しています。

この安龍福の供述は『粛宗実録』の粛宗 22年 (1696年)9月戊寅条に記録されています。しかし、同文献(粛宗 23年丁丑 2月乙未条)からは、当時の朝鮮が安龍福の行動を関知しておらず、その行動は朝鮮を代表するものではないと認識していたことが確認できます(補足その1参照)。また、安龍福の供述そのものについても、事実と合致しない描写が数多くあり、信憑性に欠けます(補足その2参照)。

補足その1:安龍福は朝鮮を代表していない。

以下の点から、安龍福が朝鮮を代表していなかったことは明らかです。

『肅宗実録』には安龍福の渡日について、次のように記されています。

「東萊府使李世載が王に言うには、対馬の使者※が『昨年貴国人が訴え出ようとしたが朝命によるものか(去秋貴国人有呈単事出於朝令耶)』と問うた、これに対し、李世載が『もし弁ずべきことがあれば訳官を江戸へ送る、何をはばかって愚昧な漁民を送ることがあろうか(若有可弁送一訳於江戸顧何所憚而乃送狂蠢浦民耶)』と述べた。…備辺司は『…風に漂う愚民がたとえ何かしても朝家の知るところではない(…至於漂風愚民設有所作為亦非朝家所知)』と述べた、そのように対馬の使者に言うことが諮られ王がこれを許した(請以此言及館倭允之)」(粛宗23年丁丑二月乙未条)。

※対馬藩は、江戸時代、対朝鮮外交・貿易の窓口でした。

このことは、朝鮮国禮曹参議李善博から対馬藩主 宛ての書簡の中で、次のとおり日本に伝えられています。

「昨年漂着した者のことですが、海浜の人は舟を操ることを稼業とし、大風に遭えばたちまち波浪に洗われ越境して貴国に至ります(昨年漂氓事濱海之人率以舟楫為業颿風焱忽易及飄盪以至冒越重溟轉入貴国)。…もし訴え出たのなら、誠にそれは妄作の罪にあたります(…若其呈書誠有妄作之罪)。そのためすでに法に基づいて流刑に処しました(故已施幽殛之典以為懲戢之地)。」

なお、安龍福が乗っていた船には「朝鬱両島監 税将臣安同知騎」の旗印が立てられており、また安 龍福は「鬱陵于山両島監税将」と名乗ったとされま すが、この官名は架空のものであり、安龍福自身が 詐称であったことを認めています。安龍福が「監税」 や「監税将」と称したのは、鬱陵島や于山島の徴 税官ということのようです。安龍福は于山島を大きな 島で人が住んでいると思い込んでいたようです。

補足その2:安龍福の供述の信憑性

安龍福の供述には多くの矛盾があり、信憑性に欠けます。

安龍福は2度、日本に渡っています。最初は1693年、鬱陵島(当時の日本名「竹島」)で漁ができなかったことの証拠として日本に連れて来られ、2度目は1696年、鳥取藩に訴えごとがあるとして密航し、鳥取藩によって追放されました。『粛宗実録』に記録されている安龍福の証言は、追放された安龍福が帰還後、備辺司での取調べに対して供述した調書の抄録です。それによると、安龍福は最初に日本に渡った際、鬱陵島及び于山島を朝鮮領とする旨の書契を江戸幕府から得たが、それを対馬藩に奪われたとしています。しかし、安龍福が日本

に連れ帰られ、対馬藩経由で朝鮮に送還されたことを契機として鬱陵島への出漁をめぐる日本と朝鮮の交渉が始まったので、そうした交渉が始まる前の1693年の渡日時に、江戸幕府が鬱陵島と于山島を朝鮮領とする書契を与えることはありません。

また、1696 年 5 月に渡日した際、鬱陵島に多数の日本人がいた旨述べたとされています。しかし、同年 1 月には既に、幕府は鬱陵島への渡海を禁じる決定を行い、その指示が鳥取藩に伝えられており、大谷・村川両家に与えられていた「渡海免許」は返納されています。韓国側には、この安龍福の供述を基に、あたかも 1696 年の安龍福の渡日によって幕府が日本人の鬱陵島への渡海禁制を決定したかのように主張する議論もありますが、安龍福が来たのは幕府が鬱陵島への渡海を禁じた 4 か月後です。

安龍福は、帰国後の取調べで、日本人に向かって「松 島は即ち子山島(于山島)である、これもまた我が国 の地だ。お前はどうしてここに住むのか(松島即子山島、 此亦我国地、汝敢住此耶)」と詰問したと供述してい ます。この年、日本人は鬱陵島に渡海していないので、 この話も事実ではありません。なお、安龍福は、于山 島には人が住めると思い込んでいたふしがあります。安 龍福は 1693 年に鬱陵島で漁をしていた際、仲間から 鬱陵島の東北にある島を于山島と教えられ(『竹島紀 事』)、日本に連れて来られる時には、「鬱陵島よりすこ ぶる大きな島」を目撃したとしています(『辺例集要』)。 安龍福が「松島は子山島である」としたのは、1693 年に日本に連れて来られた間に知った松島(今日の竹 島)の名前を朝鮮が伝統的な知識として有していた于 山島に当てはめた結果であると考えられますが、「松島 は子山島である」というのも名称上のことで、今日の 竹島を指していたわけではありません。



1905年の日本政府による竹島編入以前に、韓国側が竹島を領有していた証拠はあるのですか?



いいえ、韓国側からは竹島を領有していた具体的な 証拠は示されていません。 (→ Point2、6

(→ Point2、6、Q&A2 参照)

例えば、韓国側は、『世宗実録地理志』(1454年)、 『新増東国輿地勝覧』(1531年)など朝鮮古文 献に名前が出てくる「于山(島)」が竹島のことで あるとし、古くから自国の領土であったとしています。

しかし、朝鮮の古文献や古地図にある于山(島)は、鬱陵島の別名であるか、18世紀以降の地図に描かれた于山(島)のように鬱陵島の脇にある別の小島(竹嶼)であって、竹島ではありません。

また、韓国側は、「大韓帝国勅令41号」(1900年) (注)によって鬱陵島に郡を設置し、「欝島郡」が 管轄する地域を「欝陵全島と竹島石島」と規定した、 この「石島」が「独島」(竹島の韓国名)を指すと 主張しています。

しかし、韓国側からは「石島」が竹島であるという明確な根拠は示されていません。また、仮に勅令の石島が竹島を指すとしても、勅令の公布前後に大韓帝国が竹島を実効的に支配した事実はなく、韓国による領有権が確立していたということはできません。

(注) 1882年、朝鮮政府は、鬱陵島について 470年間にわたって続いていた「空島政策」を廃止して、鬱陵島を開拓することにしました。その後、1900年6月、鬱陵島に多くの日本人が居住していたことから、日本と共同調査を実施しています。大韓帝国(朝鮮は1897年10月に国号を大韓帝国と改称)は、その共同調査の報告(禹用鼎の『欝島記』)を参考に、1900年10月、「外国人が往来交易し、交際上」必要であるとして、勅令41号「欝陵島を欝島と改称し島監を郡守と改正する件」を制定しました。この、勅令の第2条において「欝島郡」の管轄区域が「欝陵全島と竹島石島」と規定されました。しかし、突然出てきたこの石島がどこであるかは特定されていません。

一方、この勅令の制定に先立って行われた上記共同調査の報告では、鬱陵島を長さ70里(※約28km)、広さ40里(※約16km)、周回145里(…全島長可為七十里廣可為四十里周廻亦可為一百四十五里)とし、議政府賛政内部大臣李乾夏による「欝陵島を欝島と改称して島監を郡守と改正に関する請議書」(1900年)では、「該島地方は縦可八十里(※約32km)で横為五十里(※約20km)」としています。これらのことから、鬱陵島から約90km離れた竹島はこの範囲外にあり、石島が竹島ではないことが明確に分かります。なお、鬱陵島近傍(数km以内)には、竹嶼と観音島という比較的大きな島がありこうした島を意図していた可能性もあります。

※1里(日本)=約10里(朝鮮)=約4km



竹島は、カイロ宣言にいう「暴力と貪欲により奪取した」 地域に該当するのですか?



いいえ、該当しません。

(→ Point7 参照)

韓国側は、第二次世界大戦中に米英中3国首脳が出した「カイロ宣言」(1943年)にいう「暴力と貪欲により奪取した」地域に竹島が該当すると主張しています。しかし、竹島は一度も韓国の領土であったことはなく、日本が遅くとも17世紀半ばまでには領有権を確立し、1905年の閣議決定による島根県への編入によりその領有意思を再確認した上で、その後も平穏かつ継続的に支配していました。こうしたことからも、竹島は、日本が韓国から奪取

した地域ではないことは明らかです。

なお、そもそも、戦後の領土の処理は、最終的には平和条約を始めとする国際約束に基づいて行われます。第二次世界大戦の場合、同大戦後の日本の領土を法的に確定したのはサンフランシスコ平和条約であり、カイロ宣言は日本の領土処理について、最終的な法的効果を持ち得るものではありません。サンフランシスコ平和条約では、竹島が我が国の領土であることが肯定されています。



第二次世界大戦後、竹島は、連合国総司令部によって 日本の領域から除外されたのですか?



いいえ、違います。連合国総司令部には領土を処分する権限はありませんでした。

韓国側は連合国総司令部覚書(SCAPIN)第677号及び同第1033号において竹島は日本の領域から除外されていると主張しています。しかし、韓国側の説明の中では触れられていませんが、韓国側が主張の根拠とするいずれの指令においても「領土帰属の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない」ことが明示的に規定

されており、韓国側の主張は全く成り立ちません。

戦後、我が国の領土を法的に確定したのは、サンフランシスコ平和条約(1952年発効)です。したがって、同条約が発効する以前に連合国総司令部が竹島をどう扱っていたのかによって、竹島の領有権が影響を受けないことは、事実に照らしても、国際法上も明らかです。

補足その 1: SCAPIN 第 677 号について

1946 (昭和 21) 年 1 月、連合国総司令部は、SCAPIN 第 677 号によって、一部の地域に対し、日本国政府が政治上または行政上の権力を行使すること及び行使しようと企てることを暫定的に停止するよう指令した際、その第 3 項に、「この指令において、日本とは、日本四大島(北海道、本州、九州及び四国)及び約一千の隣接諸小島を含むものと規定される。右隣接諸小島は、対馬及び北緯 30 度以北の琉球(南西)諸島(ロノ島を除く)を含み、また次の諸島を含まない」として、鬱陵島や済州島、伊豆諸島、小笠原群島等のほか、竹島も列挙されました。 (共1)

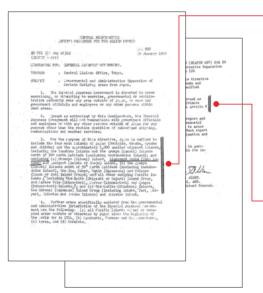
しかし、同第6項は、「この指令中のいかなる規定も、ポツダム宣言の第8項に述べられている諸小島の最終的決定に関する連合国の政策を示すものと解釈されてはならない」と明示的に規定しています(ポツダム宣言第8項:「日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」)。韓国側の説明ではこの点に全く触れていません。

補足その 2: SCAPIN 第 1033 号について

1946 (昭和 21) 年 6 月、連合国総司令部が SCAPIN 第 1033 号をもって日本の漁業及び捕鯨許可区域 (いわゆるマッカーサー・ライン) を拡大した際、その第 3 項に、「日本船舶又はその乗組員は竹島から 12 マイル以内に近づいてはならず、またこの島との一切の接触は許されない。」と記されました。

しかし、同第5項は、「この許可は、当該区域又はその他のいかなる区域に関しても、国家統治権、国境線又は漁業権についての最終的決定に関する連合国の政策の表明ではない。」と明示的に規定しています。これに関しても韓国側の説明では全く触れていません。

「マッカーサー・ライン」は、1952(昭和27)年4月25日に廃止が指令され、またその3日後の4月28日には平和条約の発効により、行政権停止の指令等も必然的に効力を失うこととなりました。



 For the purpose of this directive, Japan is defined to include the four main islands of Japan (Hokkaido, Honshu, Kyushu and Shikoku) and the approximately 1.000 smaller adjacent islands,

including the Tsushima Islands and the Ryukyu (Nansei) Islands north of 30° North Latitude (excluding Kuchinoshima Island);

and excluding

(a) Utsuryo (Ullung) Island, Liancourt Rocks (Take Is- land) and Quelpart (Saishu or Cheju) Island,

(b) the Ryukyu (Nansei) Islands south of 30° North Latitude (including Kuchinoshima Island),

the Izu, Nanpo, Bonin (Ogasawara) and Volcano (Kazan or Iwo) Island Groups, and

all other outlying Pacific Islands including the Daito (Ohigashi or Oagari) Island Group, and Parece Vela (Okino-tori), Marcus (Minami-tori) and Ganges (Nakano-tori) Islands, and

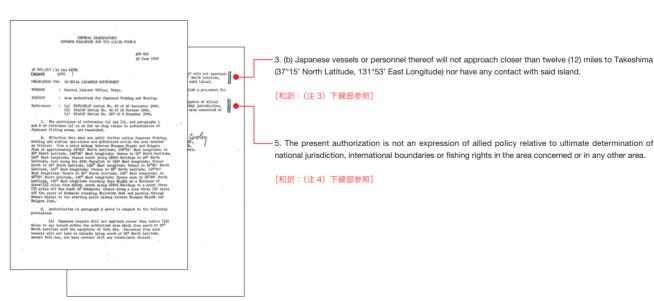
(c) the Kurile (Chishima) Islands, the Habomai (Hapomaze) Island Group (including Suisho, Yuri, Akiyuri, Shibotsu and Taraku Islands) and Shikotan Island.

[概要:(注1)下線部参照]

6. Nothing in this directive shall be construed as an indication of Allied policy relating to the ultimate determination of the minor islands referred to in Article 8 of the Potsdam Declaration.

[和訳:(注2)下線部参照]

SCAPIN 第 677 号



SCAPIN 第 1033 号

竹島問題をもっと知るアプリ



iPhoneはこちら









Androidはこちら





外務省アジア大洋州局北東アジア第1課

〒 100-8919 東京都千代田区霞が関 2 - 2 - 1 電話: 03-3580-3311 (代表)

外務省ホームページ (竹島関連ページ) https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html

2014年3月発行

